

# 人事委員会 年報

令和4年度

堺市人事委員会

# 目 次

第 1	委員会	1
1	委員	1
2	令和 4 年度の開催状況	1
3	委員会の審議内容	1
第 2	事務局	9
1	組織	9
2	事務分掌	9
3	予算	10
第 3	職員の任用	11
1	採用	11
2	昇任	16
第 4	職員の給与等に関する報告及び勧告	17
第 5	条例の制定、改廃に対する意見	20
第 6	公平審査等	22
1	勤務条件に関する措置の要求の状況	22
2	不利益処分に関する審査請求の状況	22
3	苦情処理	23
第 7	職員団体の登録	24
第 8	労働基準監督機関としての職権行使等	25
1	労働基準法の号別区分	25
2	職権行使状況	26
第 9	人事委員会規則の制定、改廃	27

## 第1 委員会

### 1 委員

職名	氏名	任期	備考
委員長	酒井 貴子	令和3年1月6日から 令和7年1月5日まで	大学教授 再任 (当初就任 H25. 1. 6)
委員 (委員長職務代理者)	島田 睦史	令和2年1月6日から 令和6年1月5日まで	弁護士 R2. 1. 6 就任
委員	角谷 景司	令和4年1月6日から 令和8年1月5日まで	元会社役員 (当初就任 R2. 7. 1)

### 2 令和4年度の開催状況

開催年月	定例会	臨時会	計
令和4年 4月	2	0	2
5月	1	0	1
6月	2	0	2
7月	1	0	1
8月	3	0	3
9月	3	0	3
10月	1	0	1
11月	3	0	3
12月	1	0	1
令和5年 1月	2	0	2
2月	3	0	3
3月	4	0	4
合計	26	0	26

### 3 委員会の審議内容

令和4年度における本委員会の議事は、次のとおりである。

	開催年月日	議 題 等
第1回 定例会	R4. 4. 14	議 案 1 令和4年度堺市職員採用試験・選考の実施について(6月) 2 令和4年度堺市職員職種変更試験の実施について(6月) 報 告 1 堺市職員の任用に関する規則第22条の規定による採用報告 について 2 職員団体登録事項変更届出について その他
第2回	R4. 4. 27	議 案

定例会		<p>1 令和4年度堺市職員採用試験（大学卒程度（事務【早期枠】））第一次試験面接試験対象者の決定について</p> <p>2 令和4年度堺市職員採用試験（大学卒程度、社会人）第一次試験合格者の決定について（4月）</p> <p>3 堺市職員の任用に関する規則第15条の規定に基づく採用選考の実施について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施結果について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施通知について</p> <p>3 不利益処分該当事象について</p> <p>4 等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部改正について</p> <p>5 令和4年職種別民間給与実態調査について</p> <p>その他</p>
第3回定例会	R4.5.25	<p>議 案</p> <p>1 令和4年度堺市職員採用試験（大学卒程度（事務【早期枠】））第一次試験合格者の決定について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施通知について</p> <p>2 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第4回定例会	R4.6.14	<p>議 案</p> <p>1 令和4年度堺市職員採用試験第二次試験合格者（最終）の決定について（4月）</p> <p>2 勤務条件に関する措置の要求について 令和4年（措）第1号事案</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による昇任選考の実施通知について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施結果について</p> <p>3 堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則に基づく報告について</p> <p>その他</p>
第5回定例会	R4.6.29	<p>議 案</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について</p>

		<p>令和4年（審）第1号事案</p> <p>2 令和4年度堺市職員採用試験・選考第一次試験合格者の決定について（6月）</p> <p>3 令和4年度堺市職員職種変更試験第一次試験の合否判定について（6月）</p> <p>4 令和4年度堺市職員採用試験・選考の実施について（9月）</p> <p>5 令和4年度堺市職員職種変更試験の実施について（9月）</p> <p>6 堺市職員の任用に関する規則第16条の2の規定に基づく昇任選考の実施について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施結果について</p> <p>2 等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部改正について</p> <p>3 不利益処分該当事象について</p> <p>4 職員団体登録事項変更届出について</p> <p>協 議</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>その他</p>
第6回 定例会	R4.7.20	<p>議 案</p> <p>1 令和4年度堺市職員採用選考（資格免許職）合格者（最終）の決定について（6月）</p> <p>報 告</p> <p>1 不利益処分該当事象について</p> <p>2 勤務条件に関する措置の要求について 令和4年（措）第1号事案</p> <p>協 議</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>その他</p>
第7回 定例会	R4.8.10	<p>議 案</p> <p>1 令和4年度堺市職員採用試験・選考（大学卒程度（事務）・就職氷河期世代対象（事務））第二次試験合格者の決定について</p> <p>2 令和4年度堺市職員採用試験・選考第二次試験合格者（最終）の決定について（6月）</p> <p>報 告</p> <p>1 不利益処分該当事象について</p> <p>協 議</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>その他</p>

第8回 定例会	R4.8.22	議 案 1 条例案に対する意見について 報 告 1 不利益処分該当事象について 協 議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について その他
第9回 定例会	R4.8.30	議 案 1 令和4年度堺市職員採用試験・選考（大学卒程度（事務）・就職氷河期世代対象（事務））第三次試験合格者（最終）の決定について 2 堺市職員採用選考（育児休業代替任期付職員）実施基準の一部改正について 報 告 1 職員団体登録事項変更届出について 協 議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について その他
第10回 定例会	R4.9.6	協 議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第1号事案 その他
第11回 定例会	R4.9.13	報 告 1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による昇任選考の実施通知について 協 議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について その他
第12回 定例会	R4.9.20	議 案 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 報 告 1 不利益処分該当事象について 2 令和4年度堺市職員採用選考の実施について（1月） その他
第13回 定例会	R4.10.6	議 案 1 令和4年度堺市職員採用試験・選考第一次試験合格者の決定について（9月） 報 告

		<p>1 堺市職員の任用に関する規則第22条の規定による採用報告について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による昇任選考の実施通知について</p> <p>3 堺市職員の育児休業等に関する規則の一部改正について</p> <p>4 等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部改正について</p> <p>5 堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づく報告について</p> <p>その他</p>
第14回 定例会	R4.11.11	<p>議案</p> <p>1 令和4年度堺市職員採用試験・選考の実施について（1月）報告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則第22条の規定による採用報告について</p> <p>2 不利益処分該当事象について</p> <p>3 職員団体登録事項変更届出について</p> <p>協議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第1号事案</p> <p>その他</p>
第15回 定例会	R4.11.17	<p>議決</p> <p>1 令和4年度堺市職員採用試験（社会人（事務））第二次試験合格者の決定について（9月）</p> <p>2 令和4年度堺市職員採用試験・選考第二次試験合格者（最終）の決定について（9月）</p> <p>報告</p> <p>1 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第16回 定例会	R4.11.24	<p>議案</p> <p>1 条例案に対する意見について</p> <p>2 堺市職員採用選考（産前産後休暇代替任期付職員及び育児休業代替任期付職員）実施基準の一部改正について</p> <p>報告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施通知について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による昇任選考の実施結果について</p> <p>その他</p>

第17回 定例会	R4.12.12	<p>議 案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度堺市職員採用試験（社会人（事務））第三次試験合格者（最終）の決定について（9月）</li> <li>2 堺市職員の任用に関する規則第16条の2の規定に基づく昇任選考の実施について</li> <li>3 令和5年度堺市職員採用選考（会計年度任用職員）の実施について</li> </ol> <p>報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による昇任選考の実施結果について</li> <li>2 不利益処分該当事象について</li> </ol> <p>その他</p>
第18回 定例会	R5.1.6	<p>議 決</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</li> <li>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部改正について</li> </ol> <p>報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施通知について</li> <li>2 堺市職員の任用に関する規則第22条の規定による採用報告について</li> <li>3 職員団体登録事項変更届出について</li> <li>4 不利益処分該当事象について</li> </ol> <p>その他</p>
第19回 定例会	R5.1.26	<p>議 案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度堺市職員採用試験・選考第一次試験合格者の決定について（1月）</li> </ol> <p>報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による昇任選考の実施結果について</li> <li>2 不利益処分該当事象について</li> <li>3 職員団体登録事項変更届出について</li> </ol> <p>協 議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第1号事案</li> </ol> <p>その他</p>
第20回 定例会	R5.2.2	<p>議 案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第2号事案</li> </ol>



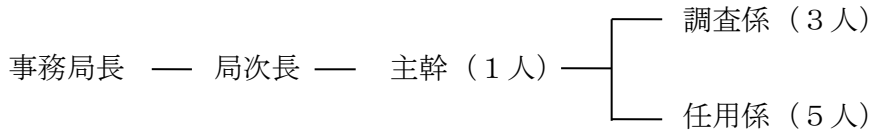
		<p>2 令和5年度堺市職員採用試験に係る年間計画の決定について 報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則第22条の規定による採用報告 について</p> <p>2 令和5年度人事委員会の予算（案）について</p> <p>その他</p>
第21回 定例会	R5.2.9	<p>議 決</p> <p>1 令和5年度堺市職員採用試験に係る年間計画の変更について</p> <p>2 堺市職員の定年等に関する条例施行規則の全部改正について</p> <p>3 管理職員等の範囲を定める規則等の一部改正について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の 規定による採用選考の実施結果について</p> <p>その他</p>
第22回 定例会	R5.2.16	<p>議 案</p> <p>1 令和4年度堺市職員採用試験・選考第二次試験合格者（最終） の決定について（1月）</p> <p>2 堺市職員採用試験・選考実施基準等の制定、一部改正及び廃止 について</p> <p>3 堺市職員昇任選考基準の一部改正について</p> <p>4 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条 第3項の規定に基づく任期の更新の承認について</p> <p>5 堺市職員の任用に関する規則第15条の規定に基づく採用選考 の実施について</p> <p>報 告</p> <p>1 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第23回 定例会	R5.3.3	<p>議 案</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則第16条の2の規定に基づく昇任 選考の実施について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する規則の一部改正について</p> <p>報 告</p> <p>1 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第24回 定例会	R5.3.9	<p>議 案</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則第15条の規定に基づく採用選考 の実施について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する規則第16条の2の規定に基づく昇任 選考の実施について</p>

		<p>3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定に基づく採用の承認について</p> <p>4 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項の規定に基づく任期の更新の承認について</p> <p>5 令和5年度堺市職員採用試験・選考の実施について（5月）</p> <p>6 令和5年度堺市職員職種変更試験の実施について（5月）</p> <p>報 告</p> <p>1 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第25回 定例会	R5.3.23	<p>議 案</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則第16条の2の規定に基づく昇任選考の実施について</p> <p>2 令和5年度堺市職員採用試験・選考の実施内容の変更について（5月）</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施結果について</p> <p>2 堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則等の一部改正について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第2号事案</p> <p>その他</p>
第26回 定例会	R5.3.27	<p>議 案</p> <p>1 人事委員会事務局職員の人事異動について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による昇任選考の実施結果について</p> <p>2 不利益処分該当事象について</p> <p>3 職員からの苦情相談に関する規則第6条の規定に基づく苦情相談の報告について</p> <p>その他</p>

## 第2 事務局

### 1 組織（令和4年4月1日現在）

事務局（11人）



### 2 事務分掌（令和4年4月1日現在）

#### 〈調査係〉

- 1 人事委員会の会議に関する事。
- 2 人事に関する統計報告に関する事。
- 3 人事委員会規則、規程等の制定及び改廃に関する事。
- 4 給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究に関する事。
- 5 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関する事。
- 6 給与等に関する報告及び勧告に関する事。
- 7 給与の支払の監理に関する事。
- 8 分限及び懲戒に関する事（任命権者が所掌する事務を除く。）。
- 9 勤務条件の措置要求に関する事。
- 10 不利益処分についての審査請求に関する事。
- 11 職員の苦情の処理に関する事。
- 12 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する事。
- 13 職員の退職管理に係る任命権者からの報告等に関する事。
- 14 管理職員等の範囲に関する事。
- 15 職員団体の登録に関する事。
- 16 労働基準監督機関の職権行使に関する事。
- 17 公印の管理に関する事。
- 18 事務局の人事、予算及び決算に関する事。
- 19 事務局の庶務に関する事。

#### 〈任用係〉

- 1 人事記録の管理に関する事。
- 2 競争試験及び選考に関する事。
- 3 条件付採用及び臨時的任用に関する事。
- 4 研修及び勤務成績の評定についての調査研究に関する事。

### 3 予算

令和5年度予算

単位：千円

科目		予算額
人事委員会費		119,126
	報酬	7,270
	給料	43,763
	職員手当等	35,279
	報償費	41
	旅費	1,462
	需用費	2,681
	役務費	7,695
	委託料	12,757
	使用料及び賃借料	5,684
	負担金補助及び交付金	2,494

第3 職員の任用

1 採用

(1) 試験及び選考の実施日程

試験区分		受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	第二次試験日	第三次試験日	最終合格発表日
大学 卒 程 度	事務【早期卒】	R4. 3. 1 ～15	R4. 4. 17 R4. 5. 14 ～15	R4. 5. 25	R4. 6. 4～5	/	R4. 6. 15
	土木（農学・造園を含む。）		R4. 4. 17	R4. 4. 27	R4. 5. 15、 R4. 6. 4～5		
	建築						
社会人	土木（農学・造園を含む。）						
	建築						
大学 卒 程 度	事務	R4. 5. 2 ～16	R4. 6. 19	R4. 6. 29	R4. 7. 10、 R4. 7. 25～29	R4. 8. 20 ～21	R4. 8. 30
	機械				R4. 7. 10、 R4. 7. 23～24		
	電気						
	化学				R4. 7. 9～10 R4. 7. 25～29		
	消防吏員Ⅰ						
	消防吏員Ⅱ						
	消防吏員Ⅲ（航海・機関）						
	消防吏員Ⅳ（航海・機関）						
社会福祉							
心理				R4. 7. 10、 R4. 7. 23～24			
保健師							
保育教諭							
獣医師					R4. 7. 10		R4. 7. 20

試験区分		受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	第二次試験日	第三次試験日	最終合格発表日
就職氷河期世代対象	事務	R4. 5. 2 ～16	R4. 6. 19	R4. 6. 29	R4. 7. 10、 R4. 7. 23～24	R4. 8. 20 ～21	R4. 8. 30
	土木（農学・造園を含む。）					/	R4. 8. 10
	建築						
高校卒業程度	事務	R4. 7. 25 ～8. 8	R4. 9. 25	R4. 10. 6	R4. 10. 16、 R4. 10. 29～30	/	R4. 11. 17
	土木（農学・造園を含む。）						
	機械						
	電気						
	消防吏員						
	消防吏員（航海・機関）						
司書							
学芸員〈考古学〉							
学芸員〈歴史〉							
管理栄養士							
障害者を対象とした事務							
学校事務（一般・障害者）							
社会人	事務	R4. 7. 25 ～8. 8	R4. 9. 25	R4. 10. 6	R4. 10. 16、 R4. 10. 29～30	R4. 11. 26 ～27	R4. 12. 12
	土木（農学・造園を含む。）					/	R4. 11. 17
	建築						
	設備						
	社会福祉						

試験区分	受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	第二次試験日	第三次試験日	最終合格発表日
キャリア・リターン（事務職・技術職）	R4. 7. 25 ～8. 8	R4. 10. 6				
保育教諭（任期付職員）	R4. 12. 1 ～15	R5. 1. 15	R5. 1. 26	R5. 2. 4～5		R5. 2. 16
事務A（任期付短時間勤務職員）						
事務B（任期付短時間勤務職員）		R5. 1. 6～ 15				
事務C（任期付短時間勤務職員）						

## (2) 試験及び選考の実施結果

○令和4年4月実施分

(人)

試験区分		採用予定 人数	申込者 数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数	競争 倍率
大学 卒 程 度	事務 【早期枠】	35名程度	722	575	96	85	60	9.5倍
	土木 (農学・造園を含む。)	7名程度	87	77	37	34	14	5.5倍
	建築	若干名	25	23	10	7	3	7.6倍
社 会 人	土木 (農学・造園を含む。)	4名程度	16	13	8	8	3	4.3倍
	建築	若干名	2	2	2	1	1	2.0倍

○令和4年6月実施分

(人)

試験区分		採用予定 人数	申込 者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数	競争 倍率
大学 卒 程 度	事務	44名程度	336	206	143	123	44	4.6倍
	機械	3名程度	11	6	5	5	3	2.0倍
	電気	4名程度	7	3	2	2	0	-
	化学	若干名	10	6	5	5	1	6.0倍
	消防吏員Ⅰ	12名程度	98	78	55	54	20	3.9倍
	消防吏員Ⅱ	15名程度	57	39	26	25	9	4.3倍
	消防吏員Ⅲ (航海・機関)	若干名	2	1	1	0	-	-
	消防吏員Ⅳ (航海・機関)	若干名	4	3	2	2	1	3.0倍
社会福祉		6名程度	21	14	11	9	3	4.6倍
心理		若干名	14	10	8	6	1	10.0倍
保健師		7名程度	28	25	22	20	7	3.5倍
保育教諭		8名程度	75	62	36	32	9	6.8倍
獣医師		若干名	5	5	-	-	1	5.0倍
就 職 氷 河 期 世 代 対 象	事務	若干名	129	100	27	24	4	25.0倍
	土木 (農学・造園を含む。)	若干名	5	5	3	3	0	-
	建築	若干名	2	1	1	1	0	-



※大学卒程度（事務）は第三次試験を実施（第二次試験合格者数：72名、第三次試験受験者数：62名）

※就職氷河期世代対象（事務）は第三次試験を実施（第二次試験合格者数：8名、第三次試験受験者数：8名）

※獣医師は第一次試験と第二次試験の区別がないため、第一次試験受験者数は筆記試験の受験者数を記載。

○令和4年9月実施分

(人)

試験区分	採用予定 人数	申込 者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数	競争 倍率	
高校卒程度	事務	5名程度	62	40	25	23	10	4.0倍
	土木 (農学・造園を含む。)	若干名	7	6	5	5	1	6.0倍
	機械	若干名	1	1	1	1	0	-
	電気	若干名	3	2	2	2	0	-
	消防吏員	12名程度	122	93	40	33	12	7.8倍
	消防吏員 (航海・機関)	若干名	2	2	1	0	-	-
司書	若干名	53	42	13	12	2	21.0倍	
学芸員〈考古学〉	若干名	18	17	9	9	1	17.0倍	
学芸員〈歴史〉	若干名	46	26	12	9	2	13.0倍	
管理栄養士	3名程度	78	63	18	14	5	12.6倍	
障害者を対象とした事務	若干名	52	40	18	17	4	10.0倍	
学校事務（一般）	5名程度	178	120	30	25	6	20.0倍	
学校事務（障害者）	若干名	19	16	11	10	1	16.0倍	
社会人	事務	8名程度	497	366	74	65	20	18.3倍
	土木 (農学・造園を含む。)	3名程度	30	26	12	11	5	5.2倍
	建築	若干名	8	8	7	7	4	2.0倍
	設備	4名程度	23	17	13	12	6	2.8倍
	社会福祉	4名程度	61	54	36	33	9	6.0倍
キャリア・リターン (事務職・技術職)	若干名	2	0	-	-	-	-	

※社会人（事務）は第三次試験を実施（第二次試験合格者数：36名、第三次試験受験者数：35名）

※キャリア・リターン（事務職・技術職）は、第一次試験と第二次試験の区別がないため、第一次試験受験者数は筆記試験の受験者数を記載。

○令和5年1月実施分

(人)

試験区分	採用予定 人数	申込者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数	競争 倍率
保育教諭 (任期付職員)	25名程度	8	5	5	5	3	1.6倍
事務A (任期付短時間勤務職員)	6名程度	8	8	8	5	4	2.0倍
事務B (任期付短時間勤務職員)	16名程度	26	22	21	20	18	1.2倍
事務C (任期付短時間勤務職員)	若干名	11	9	8	7	1	9.0倍

○その他の採用選考（任命権者に委任しているものを除く。）

職務の級	人数（人）
係長級	2
一般職	1
計	3

2 昇任（任命権者に委任しているものを除く。）

(1) 選考の実施結果

職務の級	人数（人）
局長級	12
部長級	33
課長級	75
計	120

#### 第4 職員の給与等に関する報告及び勧告

職員は、憲法で保障された労働基本権のうち、団体交渉権の一部や争議権が制約されています。その代償措置として、職員の勤務条件を社会一般の情勢に適応したものとして確保するため、地方公務員法において人事委員会による給与等の勧告制度が規定されています。

人事委員会では、この趣旨に基づき、職員及び市内民間事業所に勤務する従業員の給与等を調査し、公民比較を行います。そして、職員の給与等が適当であるかを市議会及び市長に報告するとともに、必要に応じて、講ずべき措置を勧告します。

令和4年に行った職員の給与等に関する報告及び勧告の概要は次のとおりです。

(1) 報告・勧告日 令和4年10月3日

#### (2) 本市職員と民間従業員との給与比較

##### ① 給与等の調査

本年4月現在の市職員及び本市内に所在する民間事業所の従業員の給与等について実態調査を実施。民間従業員については、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所のうち238事業所を母集団として、人事院により無作為抽出された78事業所を対象に調査を実施。

(調査完了事業所60事業所、調査完了率<sup>(※)</sup>80.0%)

※ 抽出した78事業所から、企業規模又は事業所規模が調査対象外の3事業所を除く75事業所に占める調査完了事業所の割合

##### ② 比較の結果

ア 月例給（市職員と民間従業員の給与を、ラスパイレス方式により、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められるもの同士で比較）

民間従業員給与 (A)	市職員給与 (B)	公民較差 (A-B=C) (C/B×100)
392,025 円	391,063 円	962 円 (0.25%)

(注1) 民間従業員・市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。市職員は、行政職給料表の適用を受ける者

(注2) 比較の対象とした本市職員の平均年齢は42.2歳、平均勤続年数は17.0年である。

イ 特別給（本市における期末手当・勤勉手当の年間支給月数と民間事業所の特別給の支給割合を比較）

民間支給割合 (A)	本市支給月数 (B)	月数差 (A-B)
4.41 月分	4.30 月分	0.11 月

#### (3) 給与の改定

##### ① 給料表

- ・近隣の他政令指定都市等と比較して大学卒の初任給水準が低く、民間の初任給との間にも差がみられること及び本年の人事院勧告における国家公務員の改定状況を踏まえ、人材確保の観点等から、初任給及び若年層の給料月額を重点的に引き上げることが適当
- ・行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。

[実施時期] 令和4年4月

② 期末手当・勤勉手当

民間の支給状況に見合うよう、年間支給月数を引上げ（4.30月分 → 4.40月分）

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

[実施時期] 令和4年12月

(注) 勧告月数は、人事院と同様に、小数第2位を2捨3入・7捨8入し、0.05月単位で決定

(4) その他公共的団体が行う賃金等に関する調査

より幅広い民間事業所における給与水準の実態を把握するため、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の調査票情報を利用し、民間給与等に関する調査を行った。

(5) 職員の人事管理に関する報告

① 人材確保・人材育成

ア 公務員倫理の確保

職員においては、勤務時間の内外を問わず、高い倫理観と使命感が求められていることを再認識し、一つの不祥事により、これまで長年にわたる努力で築き上げてきた本市全体の信用が一瞬にして失われることを常に意識し、服務規律を遵守することが強く求められる。加えて、教職員においては、より高い倫理性が求められていることを再認識し、服務規律の遵守を徹底されたい。任命権者においては、公務員倫理の確保に向けた取組を継続して実施するとともに、不祥事に対しては、公正、厳格に対処し、再発防止の徹底を図られたい。

イ 多様で有為な人材の確保

採用試験の実施時期や筆記試験のあり方など、次年度に向けて受験しやすい試験制度への見直しを行うとともに、試験区分や受験資格の整理をすることで試験運営体制のスリム化を図る。また、職員採用説明会動画の配信をはじめ、職員採用ガイドやホームページ、SNS等の多様な広告媒体を活用し、本市で働く魅力ややりがいの効果的な発信に努めていく。

ウ 人材育成

人材マネジメントの視点に立った、総合的な人材育成に取り組まれない。併せて、デジタルトランスフォーメーションの推進に向けて、自らの業務をより良いものに変革しようとする意識とICTスキルを有する人材育成にも取り組まれない。また、引き続き、ICTを活用したオンライン研修を含む実効性の高い研修等の機会を提供するとともに、職員自身が自発的に研修等に取り組むよう支援を継続されたい。

エ 女性職員の登用

多様なロールモデルを示すとともに、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自ら選択できる効果的な取組を積極的に進め、女性職員の登用推進のための環境整備に努められたい。加えて、全ての職員が働きがいを感じ、能力を最大限発揮できる職場環境の整備を進めることが望まれる。

オ 人事評価制度

人事評価結果の昇給への活用について、管理職員への試行実施状況を踏まえ、国及び他の地方公共団体の事例も参考にしながら、一般職員を含めた本格実施に向け、計画的に見

直しを進められたい。国の動向も注視しつつ、評価結果に基づく指導・助言を通じて、職員の能力や意欲、士気を高め、組織活力の向上に結び付くものとなっているかなど、より信頼性と納得性の高い制度となるよう、引き続き検討を重ねられたい。

#### カ 高齢期における職員の雇用問題

改正法が施行される令和5年度に60歳となる職員に対する十分な情報提供や意思確認を遅滞なく実施されたい。加えて、高齢期職員が培った知識・経験等を組織に還元できるよう、個々の適性或能力に応じた人事配置を行われたい。

### ② 働き方改革と勤務環境の整備

#### ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正のためには、職員の勤務時間を適正に把握し、管理することが一層重要となる。加えて、職員一人ひとりの意識改革や所属長によるマネジメントの強化とともに、組織全体として業務の削減・合理化や要員配置の最適化に取り組むなどの対策を講ずることが必要である。本年も、新型コロナウイルス感染症対策に伴う時間外勤務の増加が懸念されるが、やむを得ず時間外勤務を命じざるを得ない場合であっても、その範囲は必要最小限のものとし、当該職員の心身の健康の確保に最大限の配慮をしなければなら

#### イ ハラスメントの防止

ハラスメントは個人の人格や尊厳を不当に傷つけるだけでなく、職場環境にも悪影響を及ぼすものと再認識し、質の高い行政サービスを提供するためにも職場におけるハラスメントの防止・排除に努めるとともに、問題に対して、真摯かつ迅速に対応を行うなど、職員が健全で働きやすい職場環境を確保していただきたい。

#### ウ 仕事と生活の両立支援

時差出勤や試行実施されているテレワーク（在宅勤務）について、職員一人ひとりのライフステージ等に応じた働き方の支援として制度化を検討し、より良い職場環境の整備に努められたい。また、国の動向を注視しつつ、育児、介護、病気等と仕事の両立支援のため、フレックスタイムの導入やテレワーク（在宅勤務）の要件緩和等、多様で柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等について検討されたい。

#### エ メンタルヘルス対策

関係者が連携して、相談体制、人員配置上の配慮、ハラスメント対策、長時間労働の是正等の働き方改革による職場環境の整備など、メンタルヘルス不調者の予防・早期発見から再発防止までの総合的な対策を計画的に推進し、職員の心の健康保持に取り組まされたい。

第5 条例の制定、改廃に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。

本委員会が議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例は、次のとおりである。

意見 申出日	条 例 名	条 例 の 内 容	意 見
令和4年 8月17日	① 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例 (ただし、一般職の職員に関する部分)	① 地方公務員法の一部改正等により、令和5年4月1日から職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制等を設けることとし、関係する条例について所要の改正その他関係法令の改正等に伴う規定の整備を行うため、本条例を制定するものであること。	① 本条例案は、地方公務員法の一部改正等により、令和5年4月1日から職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制等を設けることとし、関係する条例について所要の改正その他関係法令の改正等に伴う規定の整備を行うものであり、適当であると考えます。
	② 堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	② 本条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」を踏まえ、地方公務員法第24条第4項の規定に基づき、本市における非常勤職員に係る育児休業の取得要件等について国家公務員との権衡を図った措置を講じることとし、所要の改正等を行うもの。 また、地方公務員法	② 本条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」を踏まえ、地方公務員法第24条第4項の規定に基づき、本市における非常勤職員に係る育児休業の取得要件等について国家公務員との権衡を図った措置を講じることとし、所要の改正等を行うものであり、適当であると考えます。

意見 申出日	条 例 名	条 例 の 内 容	意 見
		<p>の一部改正に伴う堺市職員の定年等に関する条例の一部改正により、管理監督職勤務上限年齢制が導入されることを踏まえ、育児休業をすることができない職員の範囲等について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うもの。</p>	<p>また、地方公務員法の一部改正に伴う堺市職員の定年等に関する条例の一部改正により、管理監督職勤務上限年齢制が導入されることを踏まえ、育児休業をすることができない職員の範囲等について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであり、適当であると考えます。</p>
令和4年 11月21日	堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（ただし、一般職の職員に関する部分）	令和4年4月の民間給与との比較等に基づく人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の給料、期末手当又は勤勉手当について改正するもの。	上記条例案は、適当であると考えます。

## 第6 公平審査等

### 1 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求の制度は、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な行政上の措置が執られるべきことの要求があった場合に、人事委員会は、当該事項を調査のうえ判定を行い、当該事項に関し権限を有する機関に対し勧告する等、事案の解決に当たるものである。令和3年度の、措置の要求の状況は次のとおりである。（根拠法令：地方公務員法第46条から第48条まで、勤務条件に関する措置の要求に関する規則）

#### ○係属事案の状況（件）

区分	係属件数			処理件数							翌年度への繰越 (a)-(b)	
	前年度からの繰越し	当年度の申請	計 (a)	却下	取下げ	打切り	請求否認	請求容認 (一部)	請求容認 (全部)	計 (b)		
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0
計	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0

### 2 不利益処分に関する審査請求の状況（平成27年度以前からの繰越し分は不服申立て）

不利益処分についての審査請求の制度は、職員から、その意に反して不利益処分（分限及び懲戒等）を受けたとして、審査請求があった場合に、人事委員会は、口頭審理等の必要な審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す裁決を行うものである。令和4年度の状況は、次のとおりである。（根拠法令：地方公務員法第49条から第51条の2まで、不利益処分についての審査請求に関する規則（不服申し立てについては旧法を適用））

#### ○係属事案の状況（件）

区分	係属件数			処理件数							翌年度への繰越 (a)-(b)	
	前年度からの繰越し	新規	計	却下	取下げ	打切り	棄却 (処分承認)	修正	取消	計		
分限	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



区分	係属件数			処理件数							翌年度への繰越 (a)-(b)	
	前年度からの繰越し	新規	計	却下	取下げ	打切り	棄却 (処分承認)	修正	取消	計		
懲戒	戒告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減給	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	停職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2

○口頭審理等審査状況(回)

	準備手続	口頭審理
実施回数	0	0

(注)1. 口頭審理は、当事者立会いの下で、証拠調べその他人事委員会が必要と認める事項に関する審理を口頭により行うものである。

2. 準備手続は、口頭審理を円滑に実施するため、その進め方等について、当事者と人事委員会が行う協議である。

### 3 苦情処理

地方公務員法の規定により、職員からの任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理全般に関する苦情の申出や相談の処理を行う。

令和4年度における相談件数は、次のとおりである。

	任用	給与	勤務条件等	福利厚生	公平審査	セクハラ・パワハラ・いじめ	その他	合計
相談	1	0	1	0	0	0	0	2
処理	1	0	1	0	0	0	0	2

## 第7 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・中立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度である。

本委員会に登録されている職員団体の令和4年度における登録事項の変更状況は、次のとおりである。

団 体 名	変更登録年月日	変 更 内 容
自治労堺市職員労働組合	令和4年4月8日	役員名簿の変更
堺市教職員組合	令和4年6月13日	役員名簿の変更
日教組堺教職員組合	令和4年6月14日	役員名簿の変更
堺市職員組合	令和4年8月19日	役員名簿の変更
堺市市民職員組合	令和4年8月19日	役員名簿の変更
堺市税務職員組合	令和4年8月19日	役員名簿の変更
堺市福祉衛生職員組合	令和4年8月19日	役員名簿の変更
堺市保育所職員組合	令和4年8月19日	役員名簿の変更
堺市建設合同職員組合	令和4年8月19日	役員名簿の変更
堺市福祉事務所非常勤職員組合	令和4年10月11日	役員名簿の変更
育友会職員組合	令和4年10月18日	役員名簿の変更
堺市職員組合	令和4年11月8日	規約の変更
堺市認定調査員職員組合	令和4年12月13日	役員名簿の変更
自治労堺市職員労働組合	令和4年12月28日	役員名簿の変更

## 第8 労働基準監督機関としての職権行使等

労働者の労働条件を保護するため、労働基準法及び労働安全衛生法において、労働基準監督機関が職権を行使することとされ、通常、都道府県労働局等がこれにあたっている。

一方、地方公共団体の職員に関しては、地方公務員法による特例が適用され、労働基準法別表第一第11号及び第12号に掲げる事業、並びに同表の各号に該当しない事業に従事する職員（企業職員及び単純労務職員を除く）については、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が労働基準監督機関としての職権を行使することとされ、本委員会では委員長の職にある委員にこの権限を委任している。

### 1 労働基準法の号別区分

本委員会では、本市の事業又は事務所が労働基準法別表第一各号のいずれに該当するかを、大阪労働局と協議して決定している。この決定に基づく区分は、以下のとおりである。

(令和4年4月1日現在)

所管	号別	部 局	事 業 又 は 事 務 所 の 名 称
大阪労働局・労働基準監督署	一号	教育委員会	学校附設給食調理場
		上下水道局	上下水道局本庁、水運用管理課、三宝水再生センター
	五号	産業振興局	港湾事務所
	八号	産業振興局	青果地方卸売市場
		建設局	泉ヶ丘公園事務所分室（霊園・霊堂）
	十三号	総務局	職員健康管理室
		健康福祉局	健康医療政策課、健康推進課、精神保健課、こころの健康センター、保健医療課、感染症対策課、食品衛生課、動物指導センター、環境業務課、生活衛生センター、衛生研究所
		子ども青少年局	子ども相談所一時保護所
		区役所	保健センター(7)
	十五号	環境局	クリーンセンター（管理課、東工場、浄化ステーション、環境事業所）
健康福祉局		斎場	
人事委員会の委任を受けた委員	十二号	市民人権局	公民館（6）
		文化観光局	堺市博物館
		子ども青少年局	こども園(16)
	教育委員会	教育センター、美原こども館、中央図書館総務課、図書館(6)、幼稚園(8)、小学校(92)、中学校（夜間学級を含む。）(43)、高等学校(2)、支援学校(3)	
	別表第一	市長事務部局 教育委員会、行政委員会、議会事務局	本庁（堺区を含む、号別を別途指定しているものを除く。）
		市長公室	東京事務所

単 純 労 務 職 員 を 除 く 。 )	各 号 に 該 当 し な い も の	総務局	総務サービス課
		財政局	市税事務所
		市民人権局	消費生活センター、男女共同参画センター
		健康福祉局	障害者更生相談所
		子ども青少年局	子ども相談所（一時保護所を除く。）
		建設局	地域整備事務所(3)、公園事務所(4)、自転車対策事務所
		区役所	区役所（堺区及び号別を別途指定しているものを除く。）(6)、市民センター(2)
		消防局	消防本部、救急ワークステーション、総合防災センター、消防署(10)、出張所(9)

- ※ 人事委員会の委任を受けた委員が所管する事業又は事務所の単純労務職員については、大阪労働局・労働基準監督署が職権を行使する。
- ※ 表中の( )内の数字は、該当する事業又は事務所の数
- ※ この表に記載がない事業又は事務所は、本市の機構上の上位組織等に含まれる。

## 2 職権行使状況

令和4年度に、本委員会が労働基準監督機関として職権を行使した事項は、以下のとおりである。

事 項	件 数	関係法令
安全衛生管理者等選任報告の受理	25	労働安全衛生法第12条 労働安全衛生法施行令第4条 労働安全衛生規則第7条 等
特定機械等の各種報告の受理	2	労働安全衛生法第41条 ゴンドラ安全規則第27条 労働安全衛生規則第86条
断続的な宿直又は日直勤務許可	0	労働基準法第41条 労働基準法施行規則第23条
解雇予告除外認定	2	労働基準法第19、20条 労働基準法施行規則第7条
労働者死傷病報告の受理	9	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条
時間外労働・休日労働に関する 協定届の受理	171	労働基準法第36条 労働基準法施行規則第16、17、 18条
定期健康診断等結果報告書の受理	3	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生法施行令第22条 労働安全衛生規則第44条 等
心理的な負担の程度を把握するた めの検査結果等報告の受理	2	労働安全衛生法第66条の10 労働安全衛生規則第52条の9 等

## 第9 人事委員会規則の制定、改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができる」とされている。

令和4年度において、本委員会が制定し、又は改正した規則等は、次のとおりである。

番 号	公 布 年 月 日 施 行 年 月 日	名 称	制定改廃
令和4年第4号	令和4年4月18日 令和4年4月18日	等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部を改正する規則	一部改正
令和4年第5号	令和4年6月24日 令和4年7月1日	等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部を改正する規則	一部改正
令和4年第6号	令和4年9月30日 令和4年10月1日 令和5年4月1日	堺市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
令和4年第7号	令和4年9月30日 令和4年10月1日	等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部を改正する規則	一部改正
令和5年第1号	令和5年1月6日 令和5年1月6日	堺市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
令和5年第2号	令和5年1月6日 令和5年1月6日	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	一部改正
令和5年第3号	令和5年2月9日 令和5年2月10日	堺市職員の定年等に関する条例施行規則の全部を改正する規則	全部改正
令和5年第4号	令和5年2月24日 令和5年4月1日	管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則	一部改正
令和5年第5号	令和5年3月10日 令和5年3月10日	堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	一部改正
令和5年第6号	令和5年3月17日 令和5年3月17日	堺市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	一部改正